

告 示

埼玉県告示第二百六十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年三月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク鶴ヶ丘店

埼玉県鶴ヶ丘市大字鶴ヶ丘字仲丸前二百七十六番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 交通安全対策について

(一) 届出書三十一ページ図三の搬出入専用出入口については、No.2出入口と同様に停止線表示等の路面標示を行っていただきたい。

(二) 届出書六ページの「(2) 交通への支障を回避するための方策等」及び七ページの「(3) 交通誘導、周辺交差点への影響」において、安全な交通誘導について記載されているが、市道四百三十三号線北側の通学路への進入については、特段の配慮をお願いしたい。

(2) 防災・防犯対策等について

届出書二十六ページの「指針に基づく配慮事項」に記載されている以外に、交通・防災・防犯等に係る市の事業及び地元自治会の活動について、ご協力いただくようお願いしたい。

二 縦覧期間

平成二十九年三月三日から平成二十九年四月三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター